

豊中市水道料金及び下水道使用料のクレジットカード継続払いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、クレジットカード継続払いにより水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）を収納する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定納付受託者 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項に規定する豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する者をいう。
- (2) クレジットカード 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の1第2項第2号イに規定するクレジットカードであって指定納付受託者が取扱うカードをいう。
- (3) カード決済サービス 指定納付受託者が提供するクレジットカードによる決済サービスで、専用のウェブサイト上で登録、変更及び中止等の手続きができるものをいう。
- (4) 対象者 料金等を納付すべき者であって、法第231条の2の2第2号の規定に基づきカード決済サービスを利用して、料金等の納付を指定納付受託者に委託する者をいう。
- (5) カード継続払い 対象者がカード決済サービスに登録したクレジットカードにより料金等を継続して自動引き落としする支払い方法をいう。

(カード継続払いの取扱範囲)

第3条 カード継続払いの取扱範囲は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 料金等の請求が隔月に行われること
- (2) 水道メーターの口径（みなし口径の適用に関する要綱によりみなし口径を適用されている場合は当該みなし口径とする。）が150ミリメートル未満であること
- (3) 用途が湯屋用又は臨時用でないこと
- (4) 複数契約の料金等を一括請求としていないこと

(決済金額の上限)

第4条 料金等の1請求あたり決済金額は、50,000円以下とする。

(登録申込み)

第5条 対象者は、カード継続払いを希望するときは、カード決済サービスに、使用者番号、確認番号、使用者の情報、申込者の情報及びクレジットカードの情報等を入力することにより、登録申込みを行う。

2 対象者は、カード継続払いに関する約定等に同意して登録申込みを行うこととする。

(対象者への通知)

第6条 指定納付受託者は、対象者からの登録申込みを受け付けたときは、その旨を電子メールにより対象者に通知する。

2 豊中市上下水道局（以下「局」という。）は、指定納付受託者から対象者の登録申込み内容を受領したときは、審査のうえ取扱い開始の可否を指定納付受託者に回答するとともに、その結果を対象者に、はがき又は電話等により通知する。

3 局から対象者への料金等請求額の通知は、「水道・下水道使用水量のお知らせ」により行う。

4 局はカード継続払いにより納付された料金等について、対象者に対して領収証を発行しない。

(請求及び決済結果の報告)

第7条 局から指定納付受託者への料金等の請求及び指定納付受託者から局への結果の報告は、データ伝送により行う。

(決済処理)

第8条 指定納付受託者は、局が料金等請求時に指定する処理日に、クレジットカードの決済処理を行う。

(公金の入金)

第9条 指定納付受託者は、局との間で締結した契約に定める日までに、第8条の規定により決済した料金等を、立替払いにより局に入金する。

2 前項の入金があったときは、料金等の納付日を第8条の規定による処理日とする。

(料金等の納付期限)

第10条 カード継続払いにおける納付期限は、納入通知書による払込みに準じる。

(督促)

第11条 第8条の規定により決済処理した結果、不能となったときは、管理者は翌月に対象者に対して料金等を督促状により督促する。

(変更申込み)

第12条 対象者は、登録した内容を変更するときは、カード決済サービスにおいて変更申込みを行う。

2 前項の申込みは、第5条に規定する登録申込みに準じて行う。

(停止)

第13条 カード継続払いの停止は、対象者からの申込み又は指定納付受託者からの届出により行う。

2 対象者は、カード継続払いを停止するときは、カード決済サービスにおいて停止申込みを行う。

3 指定納付受託者は、対象者からの停止申込みを受け付けたときは、その旨を電子メールにより対象者に通知する。

4 局は、指定納付受託者から対象者の停止申込み又は停止の届出の内容を受領したときは、カード継続払いを停止する。

5 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合は、局は第1項の申込み又は届出によることなく、次の各号によりカード継続払いを停止することができる。

- (1) クレジットカード決済が長期間行われなかった場合
 - (2) クレジットカードの有効性が確認できなくなった場合
 - (3) その他事務手続上必要になった場合
- (クレジットカード情報)

第14条 局は、対象者がカード決済サービスに登録する情報のうち、クレジットカードに関する番号、名義又は有効期限等の一切の情報を保持しない。

(実施の細目)

第15条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月4日から実施する。

2 この要綱の実施の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の法第231条の2第6項の規定による指定を受けている者へのこの要綱の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から実施する。